

国民健康保険被保険者の皆さまへお知らせです

国民健康保険被保険者の皆さまが受けられる給付のうち、今回は「高額療養費」「高額介護合算療養費」をご紹介します。また、「保険証切替え」のご案内や活用することでお薬代の軽減につながる「ジェネリック医薬品」についても併せてご紹介します。

高額療養費

高額療養費とは

国保加入者が診療を受けるとき、かかった医療費の1割から3割を医療機関の窓口で負担します。この負担額が高額になり、一定の額（自己負担限度額※）を超えた場合に支給されるのが高額療養費です。該当する人には、国民健康保険課から「高額療養費支給申請書」が送付され、申請していただくと高額療養費が支給されます。診療を受けた月の翌月から2年を経過すると申請ができなくなりますので、ご注意ください。

医療費が高額になった場合、高額療養費が支給されます

高額な療養費を一度に支払わずに済む制度があります

医療費が高額になる場合でも、限度額適用認定証を提示すると医療機関で支払う金額の上限が自己負担限度額程度となります。

※自己負担限度額について
は世帯によって異なります。
詳しくは左記までお問い合わせください。

【問い合わせ】

国民健康保険課 給付係
☎ 876-11234
(内線3713～3715)

高額介護 合算療養費

「医療費」と「介護費」の自己負担額が基準額を超えたときに払い戻される給付金があります

高額介護合算療養費とは



医療費

介護費

世帯内で同一の医療保険の被保険者が一年間に支払った医療費と介護費の自己負担額の合計が基準額（下記表）を超えたときに払い戻される給付金を「高額介護合算療養費」といいます。該当する方には、国民健康保険課から「高額介護合算療養費等支給申請書兼自己負担額証明書交付申請書」が送付されます。申請しないと高額介護合算療養費が支給されませんので、申請を忘れないようご注意ください。

基準額

	70歳～74歳	70歳未満
現役並み所得者 上位所得者	670,000円	1,260,000円
一般	620,000円	670,000円
低所得者Ⅱ	310,000円	340,000円
低所得者Ⅰ	190,000円	

【問い合わせ】

国民健康保険課 給付係
☎ 876-11234
(内線3713～3715)

お薬代を軽減するコツ

ジェネリック医薬品を 利用しよう！



現在、服用している医薬品をジェネリック医薬品に変えることで、医療費が安く抑えられる場合があります

ジェネリック医薬品って どんなお薬なの？

ジェネリック医薬品（後発医薬品）は、新薬（先発医薬品）の販売特許の有効期間が切れた後に、新薬と同じ有効成分のもと開発された医薬品のことをいいます。ジェネリック医薬品は、既に検査済の有効成分を用いるため、開発にかかる費用が少なく、製造の原価が安価になる分、新薬の3割から七割の価格で購入することができます。

したがって、新薬と同等の効能を持つ医薬品を安価に購入できるため、お薬にかかると費用を軽減することができます。

服用中のお薬をジェネリック 医薬品に変えると金額はどのくらい変わるんだろう？

現在、服用している医薬品を、ジェネリック医薬品に変更した際に見込める自己負担軽減額をお知らせする「ジェネリック医薬品差額通知書」を

3か月に一度、皆さまへ送付していますので、そちらを参考にしてください。また、ジェネリック医薬品差額通知書が送付されていない方も、ジェネリック医薬品に変更することができると、変更を希望される方は、かかりつけの医師、薬剤師へご相談ください。

ただし、ジェネリック医薬品の購入には、薬局などで購入できる一般の市販薬と異なり、医師からの処方せんが必要となります。

また、処方せんの右下に記載されている「後発医薬品（ジェネリック医薬品）」への変更不可の欄に医師の署名または記名・押印が無いことが、条件となります。（下記参照）

ジェネリック医薬品の 安全性は？

ジェネリック医薬品は、厚生労働省が使用を承認していますので安全ですが、薬のメーカーによっては、含有され

る添加物が新薬などと異なる場合もあります。また、全ての新薬にジェネリック医薬品が製造されているわけではありません。今まで服用されていた医薬品をジェネリック医薬品に変更したい場合は、医師や薬剤師の方にご相談することを勧めます。

ジェネリック医薬品が利用できる処方せん【例】

処方せん	
浦添太郎 様	
	後発医薬品（ジェネリック医薬品）への変更が全て不可の場合、以下の署名または記名・押印
	保険医署名

保険証の切替え が始まります

次の①、②のいずれかに該当する方は、国民健康保険課窓口で保険証の切替えが必要です。

- 平成24年度国民健康保険税第7期までが平成25年1月31日までに納付されていない世帯の被保険者（ただし、平成7年4月2日以降生まれの被保険者は保険証を郵送します）
 - 修学特例（マル学）または遠隔地（マル遠）の被保険者
- 該当者には、切替日を指定して世帯主宛てに、2月中旬頃にはがきで通知します（切替えに必要な物は、はがきでご確認ください）。
- ※滞納がある方は、切替えの際に納税相談が必要となります。

指定の日に来庁できない場合は、必ず3月29日までに来庁し切替えをしてください。

受付時間

午前8時30分～11時30分
午後1時～4時30分

※上記①②以外の方は、4月1日から有効の新しい保険証を、2月中旬頃からピンク色の封筒（簡易書留）で郵送します。

【問い合わせ】

国民健康保険課
☎ 876-11234
(内線3717～3725)

国民健康保険税 第8期の納期限は、
2月28日(木)です。
納付忘れにご注意ください。

【問い合わせ】
国民健康保険課 (内線3717～3725)